

愛西市下水道事業経営戦略

団 体 名	:	愛西市
事 業 名	:	公共下水道
策 定 日	:	平成 29 年 3 月
計 画 期 間	:	平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成21年度供用開始 (供用開始後7年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	平成28年度で約51.3人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	公共下水道は1処理区からなる。(佐屋地区、佐織地区)		
処 理 場 数	流域関連公共下水道のため無し		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	日光川下流流域下水道へ接続している。 事務や事業の効率化を図るため、平成25年度をもって特定環境保全公共下水道を廃止し、整備区域全域を公共下水道(狭義)とした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	使用量に比例して負担を求めており、一般用と業務用を区別せず、使用量で段階的に単価を高く設定している。						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭と同様に使用量に比例して負担を求めており、一般用と業務用を区別せず、使用量で段階的に単価を高く設定している。						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般的な使用水量と排除する汚水が著しく異なる利用者については、排出量認定のための申告書を提出し、記載内容により市で認定した汚水量を下水排出量として使用料を徴収している。 また井戸水や温泉水などを併用している場合、3㎡/人・月を徴収している。						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成26年度	3,240	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,280	円
	平成27年度	3,240	円		平成26年度	3,380	円
	平成28年度	3,240	円		平成27年度	3,440	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	主に維持管理や総合的な事務を行う職員4名、建設に携わる職員3名で構成される。
事業運営組織	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">上下水道部長 — 下水道課長 — 下水道課主幹 —</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">┌</div> <div style="margin-bottom: 5px;">├ 公共下水道係 ─┬─ 経営担当</div> <div style="margin-bottom: 5px;">└─ 工事担当</div> <div style="margin-top: 5px;">└─ 農業集落排水係</div> </div> </div>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本市では、検針や徴収業務を水道事業及び海部南部水道企業団と協定を締結しており、また処理場等を所有していないため、民間委託は実施していない。
	イ 指定管理者制度	本市では、供用開始してからまだ日が浅いため有収水量が少なく、現段階では投資事業が主になるため、指定管理者制度は採用していない。
	ウ PPP・PFI	本市では、供用開始してからまだ日が浅いため有収水量が少なく、また処理場等を所有していないため、PPP及びPFIは採用していない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本市では、供用開始してからまだ日が浅く、管路を流れる流量が小さいため、下水熱利用は実施していない。 また、処理場等敷地を所有していないため、その他のエネルギー利用も実施していない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本市では、土地や施設等を所有していないため、実施していない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>本市の公共下水道事業は平成22年3月31日に供用開始をしたところであり、未だ事業の投資拡張段階にある。そのため、水洗化率等も他団体と比較して十分でなく、一般会計からの繰入の拠出を継続して受けている状況である。</p> <p>本市では、都市部への先行的な投資により、現状は経費回収率、汚水処理原価、水洗化率のすべての指標が向上している傾向にあり、当面は同様に人口密度が高い市街地を整備する計画であるためこの傾向はしばらく続くものと考えられる。</p> <p>収益性は、公共下水道事業を実施する公営企業の全国的な課題と認識しているが、住民の公共の福祉維持と応益負担の均衡の観点から、効率的な経営を実施した上で適切な繰入額を市全体で継続的に検討する。</p> <p>また、水洗化率については、公共下水道事業への移行の過渡期であることから、住民において速やかな下水道への接続を行うことができるよう、十分な啓発と充実したサポートを継続していく方針である。</p> <p>固定資産の更新・改修については、事業供用間もないことから施設が劣化するほどの期間が経過しておらず、当面の対応は必要ないと考えている。</p> <p>しかし、公共下水道事業の継続に係る長期的な観点から、資本的支出に充てるための留保資金を計画的に確保することが必要と認識している。</p> <p>指標については、5ページの経営比較分析表のとおり。</p>
--

2. 経営の基本方針

本市における経営の基本方針は「下水道サービスを持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を強化する」であり、この基本方針を達成するために収益的収支・資本的収支の両面における方針を以降に示す。

【収益的収支に関する方針】

本市の「愛西市人口ビジョン 2015～2040」における将来人口予測では、人口に係る施策を実施してもなお、人口減少に歯止めがかからない状態になっている。このことが今後の使用料収入の低下につながる恐れがある。

その中で、事業拡張と水洗化率の増加により、収益は平成28年度の322,684千円（見込み）から平成38年度には457,257千円に増加すると見込んでいる。水洗化率の増加に伴い収益額は増加する見込みであり、今後も市街化区域を中心とした人口密集地区を中心に整備していく方針であるため収益性は向上し、事業規模に比しての繰入必要額は減少する見込みであるが、今後10年以降については管きよの整備量と人口減少のバランスにより、一般会計からの繰入が増加傾向になる懸念があるため、継続的に注視していく必要がある。

また、事業拡張の途中で積極的に料金値上げを行うことは、住民間の公平性を損ねる可能性がある。この点に留意しつつ、一般会計からの繰入と料金収入の適切な負担割合を継続的に検討していく。

【資本的収支に関する方針】

資本的収支については、事業拡張の財源として企業債の発行を見込んでいるため、今後10年間にわたり毎年約6億円程度が必要となる予測である。

一般的に、企業債の発行は、発行時の収入により恩恵を受ける者と償還時の負担をする者が異なり、また、後年度に支払利息も増加するという世代間負担の不公平が生じることが多く、本市も同様の状況となる見込みである。また、企業債残高の増加は、償還元金の増加により更新投資や修繕等の原資が不足する状況を招くなど、企業の経営体質を悪化させやすい性格を持つため、起債償還計画に注視し将来的に単年度の償還額が過大とならないように整備量とのバランスを調整する。

住民の環境衛生の向上という重要な公共福祉の命題から、事業拡張の必要性は高く、この財源に企業債を活用することは本市の財政状況からやむを得ないところではあるが、今後の企業努力により、企業債残高を安定させ、その低減を図るべく、今後も経営・財務方針の検討を継続する。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・汚水整備については、今後10年間はアクションプランに従って、年27haを実施し、汚水整備早期概成のため、それ以降も同様の整備量を目指す方針であるが、定期的に財政収支状況の確認を行い、無理の無い整備に努めるものとする。
- ・管路施設の整備については、策定したアクションプランの考え方に準じて、工事の面からは「道路線形に合わせた施工」や「バンドサイフンの採用」といったコスト削減工法を積極的に採用する。また、計画面からは「鉄道横断箇所廃止」や「行政区域を越えた接続の検討」を行うことで、工事コストのかからない計画を推進する。コスト削減工法の採用によって年間19,000千円程度の工事費の削減を目標とする。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・使用料収入を確保するため、下水道整備後4年以上が経過した区域において改めて下水道への接続を促す周知を徹底し、未接続が長期化する状態を抑制し、現状の推移より21%の水洗化率向上を目指す。(水洗化率 54% ⇒ 75%)

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員数については、これ以上の削減は多様化する業務の実施が困難となるが、世代間の技術継承も行いながら、今後適正な職員数について検討する。
- ・今まで経費節減に努めてきたが、更に今一步の努力を行い、業務費、総係費における消耗品購入費等について現況値から10年間で10%の削減に努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	・流域関連公共下水道のためこれ以上は実施しない。
投資の平準化に関する事項	・継続的に財政収支状況を踏まえた建設スケジュール調整に取り組む。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	・所有する施設が管路施設のみであるため、将来的に有効な民間活力の活用方法があれば、採用を検討する。
その他の取組	・平成27年度に策定したアクションプランに基づき、今後10年間は整備を進めるが、それ以降の整備については、経営状況や整備コストを注視し、改めて検討を行うものとする。 ・近隣市町、県等と情報交換に努め、効果的な事例があれば、採用を検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・公営企業の理想的な経営状況である損益均衡のためには、料金改定が必要となるが、新規拡張整備の途中段階である現状での料金改定は、既接続者と将来接続予定者との間に不公平感を生じさせるという問題がある。また、インフラに対して過度の負担を求めることは、公共の福祉維持の観点から必ずしも望ましいことはいえない。 以上により使用料見直しに関しては、その必要性と問題点の適切な均衡を継続的に検討する必要がある。整備が一段落するまで使用料は変更しないことを原則とするが、戦略見直し時毎に適正な使用料単価の再検証を行うこととする。
資産活用による収入増加の取組について	・流域関連公共下水道のため、未利用地が生じることが無いため、それを活用した収入増加は無いものとする。 ・今後の下水道技術の進展により、実効性が高く、問題の無いエネルギー資源等への効果的・効率的な手法等が普及すれば、その導入を適宜検討する。
その他の取組	・近隣市町、県等と情報交換に努め、効果的な事例があれば、採用を検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	・効果的かつ効率的な下水道事業の運営を可能とする事業委託の方法があれば積極的に活用することを検討する。
職員給与費に関する事項	・同職種の職員給与については一般会計等の職員給与に準ずる方針を今後とも継続する。
動力費に関する事項	・本市では、処理場やポンプ場などエネルギーを使用する施設を所有していないため、検討していない。
薬品費に関する事項	・本市では、薬品を使用する施設を所有していないため、検討していない。
修繕費に関する事項	・平成21年度供用開始であり、施設の劣化度合が小さく、現在のところ修繕費用は相対的に少額といえる。将来における修繕費等に充てるための資金留保について、継続的に検討する。
委託費に関する事項	・現在、仕様書の精査や入札・見積り合わせにより、適切な設計委託契約の検討・管理を行っており、今後もこの方針を継続する。
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・今回の経営戦略においては、汚水施設早期概成のため整備を進めつつ、使用料収入を増収し、下水道サービスを持続的かつ安定的に提供していくことを目標とした。 このため毎年の整備面積と投資費用、水洗化率の向上について検証を行う。 また、使用料単価や汚水処理原価といった経営指標に影響を与える有収水量や料金収入については、計画や予算決算状況との乖離を毎年把握する。 本戦略は、原則5年ごとに更新することとする。 なお、本市では平成31年4月より地方公営企業法の適用を予定しており、次回経営戦略の更新は、法適後速やかに行うこととする。
---------------------	---

経営比較分析表

愛知県 愛西市

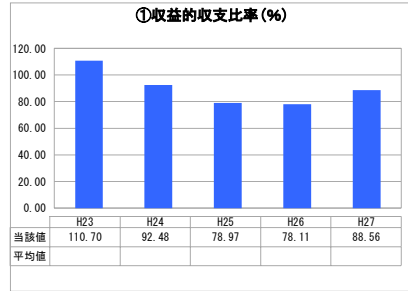
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cb3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	22.71	91.72
1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)			
3,240			

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
64,699	66.70	970.00
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
14,635	2.60	5,628.85

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



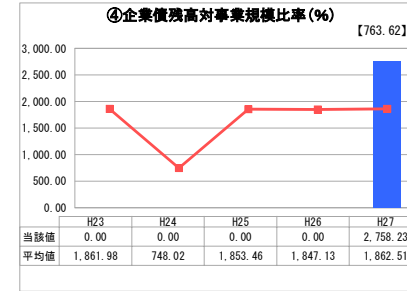
「単年度の収支」



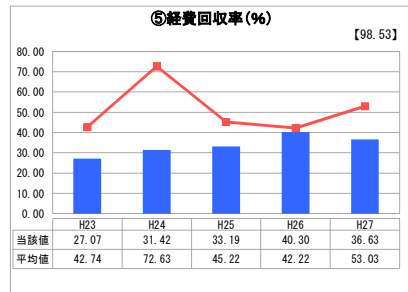
「累積欠損」



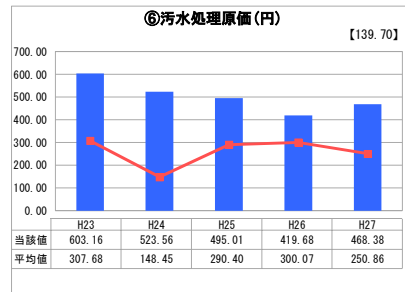
「支払能力」



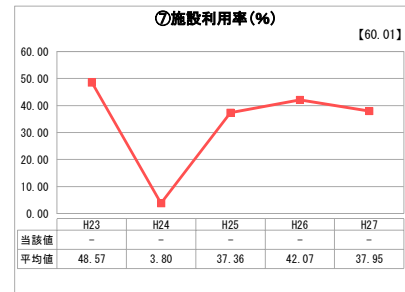
「債務残高」



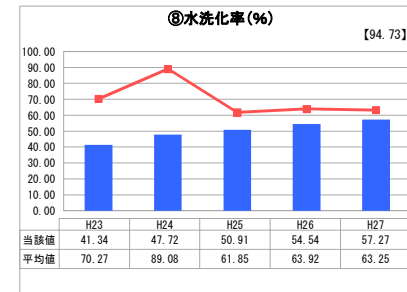
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

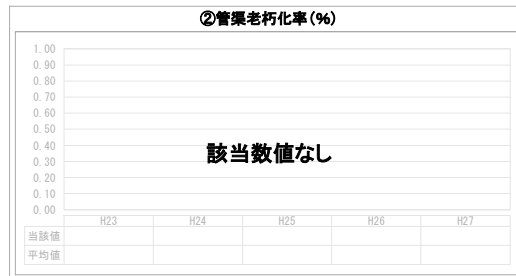


「使用料対象の捕捉」

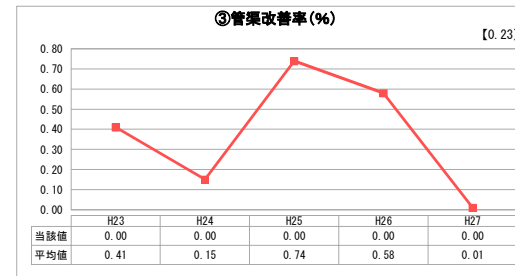
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化的状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

【①収益的収支比率】
 毎年の供用開始エリアの拡大に伴って料金収入が増加し、さらに一般会計からの繰入金が増額されたため、昨年度に比べ総収益が大きく増加した。見直しによる維持管理負担金の増加や接続件数増加による徴収事務手数料の増加により総費用も増加している。建設費の地方債償還金が年々増加している。以上のことから、現状の収益では費用を賄いきれていないが、前年に比べて比率は上がっている。

【④企業債残高対事業規模比率】
 類似団体平均の約1.2倍だが、全国平均の約3倍となっている。今後も整備が継続し、供用開始直後の接続率が低いいため、比率は高くなると見込まれる。

【⑤経費回収率】
 類似団体平均の約7割、全国平均の約4割である。料金収入、汚水処理費はそれぞれ増加しているが、維持管理負担金の増額による汚水処理費の増加が水洗化率向上による料金収入の伸びに比べ大きくなり、前年より約3.5%低くなっている。

【⑥汚水処理原価】
 類似団体平均の約1.8倍、全国平均の約3.3倍となっている。汚水処理費、有収水量とも増加しているが、維持管理負担金の増額による汚水処理費の増加が水洗化率向上による有収水量の増加より大きかったため、前年より約5.0円増加した。

【⑧水洗化率】
 前年に比べ約2.7%増加し、類似団体平均値に近づいているが、全国平均に比べ約6割程度に留まっている。新規供用開始区域の接続率は約30%だが、既供用区域の接続があるため、年々率は高まっている。

2. 老朽化の状況について

供用開始してから6年しか経過しておらず、老朽化に該当する数値はない。
 今後、劣化や腐食等によるリスクの回避や、計画的な修繕・改築をしていくため、点検・調査計画を策定していく。

全体総括

収益的収支比率が100%を超えておらず、赤字経営といえる。
 供用開始から6年しか経過しておらず、依然として水洗化率が低いため、使用料収入が十分に確保できていない状況である。現在の計画では今後も継続して整備を進めていくため、地方債償還金の増大や汚水処理に係る費用は今後も大きくなる。経営戦略を策定し、接続率の向上や汚水処理費の削減に一層取り組む必要がある。
 また、経費回収率の向上や、汚水処理原価が愛西市の目標へ到達することが見込まない場合は、整備計画や使用料を見直し、適正な経営状態に向かっていくことが必要であるといえる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円、％）

年 度		前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分		（ 決 算 ）	（ 決 算 ）											
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	256,477	330,761	322,684	329,865	346,579	364,781	383,065	379,581	396,505	414,255	423,005	439,789	457,257
	(1) 営 業 収 益 (B)	96,855	109,870	111,000	115,954	126,501	140,444	154,187	171,012	187,335	205,851	223,496	241,200	259,971
	ア 料 金 収 入	96,855	109,870	110,999	115,641	126,188	140,131	153,874	170,699	187,022	205,538	223,183	240,887	259,658
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他			1	313	313	313	313	313	313	313	313	313	313
	(2) 営 業 外 収 益	159,622	220,891	211,684	213,911	220,078	224,337	228,878	208,569	209,170	208,404	199,509	198,589	197,286
	ア 他 会 計 繰 入 金	111,255	151,672	175,014	162,830	168,997	173,256	177,797	157,488	158,089	157,323	148,428	147,508	146,205
	イ そ の 他	48,367	69,219	36,670	51,081	51,081	51,081	51,081	51,081	51,081	51,081	51,081	51,081	51,081
	2 総 費 用 (D)	223,366	247,131	321,821	278,528	295,242	313,444	331,728	328,244	345,168	362,918	371,668	388,452	405,920
	(1) 営 業 費 用	144,545	165,247	224,311	177,620	185,446	195,315	205,570	194,435	203,967	214,385	215,861	225,433	235,542
	ア 職 員 給 与 費	25,578	25,571	36,385	37,274	37,274	37,274	37,274	37,274	37,274	37,274	37,274	37,274	37,274
	イ そ の 他	4,099	4,092	4,217	4,554	4,554	4,554	4,739	4,739	4,739	4,739	4,739	4,739	4,980
	ウ ち 退 職 手 当	118,967	139,676	187,926	140,347	148,172	158,041	168,296	157,161	166,693	177,111	178,587	188,159	198,268
	(2) 営 業 外 費 用	78,821	81,884	97,510	100,908	109,796	118,129	126,158	133,809	141,201	148,534	155,807	163,020	170,379
ア 支 払 利 息	78,821	81,884	97,510	100,908	109,796	118,129	126,158	133,809	141,201	148,534	155,807	163,020	170,379	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	33,111	83,630	863	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,067,056	936,904	1,505,104	1,329,410	1,351,668	1,373,064	1,393,337	1,397,358	1,411,877	1,435,695	1,459,236	1,482,827	1,506,324
	(1) 地 方 債	474,900	424,100	810,300	612,217	588,277	588,277	588,277	572,803	573,705	574,696	575,703	576,680	598,554
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	167,128	126,346	213,655	226,793	247,791	269,187	289,460	308,955	322,572	345,399	367,933	390,547	414,104
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	341,740	256,293	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000	418,066
	(6) 工 事 負 担 金	61,569	61,805	41,149	50,400	75,600	75,600	75,600	75,600	75,600	75,600	75,600	75,600	75,600
	(7) そ の 他	21,719	68,360											
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,043,737	934,974	1,505,104	1,329,410	1,351,668	1,373,064	1,393,337	1,397,358	1,411,877	1,435,695	1,459,236	1,482,827	1,506,324
	(1) 建 設 改 良 費	938,740	808,628	1,367,451	1,180,660	1,180,660	1,180,660	1,180,660	1,164,372	1,165,321	1,166,365	1,167,424	1,168,453	1,169,544
	ウ ち 職 員 給 与 費	25,575	25,570	24,126	24,540	24,540	24,540	24,540	24,540	24,540	24,540	24,540	24,540	24,540
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	104,997	126,346	137,653	148,750	171,008	192,404	212,677	232,986	246,556	269,330	291,812	314,374	336,780
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	23,319	1,930												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	56,430	85,560	863	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円、％）

区 分	年 度	前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
積立金	(K)	51,864	61,043	863	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337	51,337
前年度からの繰越金	(L)	54,547	59,113	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	59,113	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	59,113	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630	83,630
実質収支	黒字 (P)													
	(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100\right)$													
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100\right)$	78	89	70	77	74	72	70	68	67	66	64	63	62
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	96,855	109,870	111,000	115,954	126,501	140,444	154,187	171,012	187,335	205,851	223,496	241,200	259,971
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	5,452,658	5,750,413	6,423,060	7,035,277	7,303,796	7,699,669	8,075,269	8,415,086	8,716,969	8,996,561	9,254,161	9,489,647	9,724,061

○他会計繰入金

（単位：千円）

区 分	年 度	前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		111,255	151,672	175,014	162,830	168,997	173,256	177,797	157,488	158,089	157,323	148,428	147,508	146,205
	うち基準内繰入金	41,507	23,634	52,504	48,849	50,699	51,977	53,339	47,246	47,427	47,197	44,528	44,253	43,862
	うち基準外繰入金	69,748	128,038	122,510	113,981	118,298	121,279	124,458	110,242	110,662	110,126	103,900	103,255	102,343
資本的収支分		167,128	126,346	153,081	180,972	201,969	223,366	243,639	263,134	276,751	299,578	322,112	344,726	368,283
	うち基準内繰入金	11,858	13,650	15,308	18,097	20,197	22,337	24,364	26,313	27,675	29,958	32,211	34,473	36,828
	うち基準外繰入金	155,270	112,696	137,773	162,875	181,772	201,029	219,275	236,821	249,076	269,620	289,901	310,253	331,455
合 計		278,383	278,018	328,095	343,802	370,966	396,622	421,436	420,621	434,839	456,901	470,539	492,234	514,488